

○常総衛生組合情報公開条例

令和5年2月3日

常総衛生組合条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、常総衛生組合（以下「組合」という。）の実施機関に係る情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、公正で民主的な組合行政の推進を図り、もって組合の行政活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の組合行政への参画の推進に資することを目的とする。

(準用規定)

第2条 組合の情報公開については、常総市情報公開条例(平成13年常総市条例第17号)の規定の例による。この場合において、同条例中「市規則」とあるのは「組合規則」と、同条例第2条第1号中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会」とあるのは「管理者、公平委員会、監査委員及び議会」と、同条例第5条各号中「市内」とあるのは「関係市内（常総衛生組合同規約（昭和37年地指令第116号）第2条に規定する市をいう。）」と、同条例第17条第1項中「常総市行政不服審査会」とあるのは、「常総衛生組合行政不服審査会」と、同条例第21条及び第23条中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。